

防府市告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり市道の区域を決定する。

その関係図面は、令和三年六月三十日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月三十日

防府市長
池田
豊

○五 ― 一 二 四	○四 ― 一 七 五	○四 ― 一 七 四	○四 ― 一 七 三	○四 ― 一 七 二	○四 ― 一 七 一	○二 ― 一 九 九	○二 ― 一 九 八	整 理 番 号
北 側 五 号 線	伊 佐 江 二 十 二 号 線	大 塚 一 号 線	鍛 冶 屋 河 内 十 号 線	仁 井 令 石 原 線	晒 石 十 二 号 線	塚 原 七 号 線	沖 高 井 十 一 号 線	路 線 名
大 字 田 島 字 上 地 六 筋 第 三 四 四 七 番 一 二 地 先 ま で	伊 佐 江 町 一 二 番 三 地 先 ま で	華 城 中 央 一 丁 目 一 一 六 八 番 六 地 先 ま で	東 仁 井 令 町 四 六 八 番 七 地 先 ま で	大 字 仁 井 令 字 上 地 石 田 七 五 一 番 八 地 先 ま で	桑 南 二 丁 目 六 八 三 番 二 地 先 ま で	大 字 下 右 田 字 舟 庭 七 四 三 番 一 地 先 ま で	大 字 高 井 字 針 ノ 木 一 六 番 八 地 先 ま で	区 間
延 最 最 長 広 狭 三 七 六 ・ 四 ・ 四 ・ 四 ・ 五	延 最 最 長 広 狭 八 〇 六 ・ 四 ・ 四 ・ 〇	延 最 最 長 広 狭 一 〇 五 ・ 五 ・ 〇 ・ 〇	延 最 最 長 広 狭 一 一 四 ・ 六 ・ 五 ・ 〇	延 最 最 長 広 狭 一 一 五 ・ 六 ・ 四 ・ 〇	延 最 最 長 広 狭 四 九 六 ・ 四 ・ 〇	延 最 最 長 広 狭 二 一 一 ・ 六 ・ 五 ・ 〇	延 最 最 長 広 狭 六 三 六 ・ 五 ・ 七	敷 地 の 幅 員 ・ 延 長 (メ ー ト ル)

○九―一〇九	○九―一〇八	○九―一〇七	○八―一〇二	○八―一〇一	○八―一〇〇	○七―〇七七	○七―〇七六	○七―〇七五
美和町二号线	共進町一号线	共進町一号线	上地上新前町一号线	西須賀十六号线	上地上新前町一号线	石が口十二号线	岡村二号线	新道二号线
美和町一六五六番九地先まで	戎町二丁目一八九番八地先まで	戎町二丁目一八九番五地先まで	大字田島字上地一筋第七九二番九地先まで	大字新田字田中九四八番一八地先まで	大字田島字上地一筋第八〇一番一〇地先まで	桑南二丁目九四一番二地先まで	岡村町五九六番三先地先まで	華浦一丁目一二三番四先地先まで
延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭
五 三 五 四 ・ ・ ・ 〇 五 〇	二 八 五 五 ・ ・ ・ 〇 〇 〇	三 三 五 五 ・ ・ ・ 〇 〇 〇	一 四 一 六 四 ・ ・ ・ 〇 〇 〇	一 五 〇 六 五 ・ ・ ・ 〇 〇 〇	一 六 二 六 四 ・ ・ ・ 〇 〇 〇	一 六 六 五 五 ・ ・ ・ 〇 〇 〇	六 八 六 四 ・ ・ ・ 〇 〇 〇	一 〇 二 六 四 ・ ・ ・ 〇 〇 〇

一三―〇六〇	一二―二三九	一二―二三八	一二―二三七	一二―二三六	〇九―一一〇
椿 峠 線	牟礼水谷五号線	酢貝九号線	柳十五号線	下木部十一号線	迫戸六号線
大字富海字梶ヶ迫六三番二地先まで	大字江泊字水谷一四〇四番一三地先まで	酢貝三八九一番一地从先まで	牟礼柳三〇九七番一七地先まで	大字牟礼字出合四九〇番七地先まで	迫戸町一六四番一〇地先まで
延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭	延長 最広 最狭
一九 一四 ・ ・ ・ 〇八〇	一二 八六 ・ ・ ・ 〇〇四	一一 三五 ・ ・ ・ 〇〇〇	一九 八六 ・ ・ ・ 〇〇〇	二二 六六 ・ ・ ・ 〇〇〇	六三 六六 ・ ・ ・ 〇〇〇